

令和8年度 就学援助制度 3月2日(月)から申請受付

☎学校教育課 ☎・☎(582)1141 ☎(582)9441

経済的に困りの保護者に対し、給食費や学用品費などの就学に必要な費用の一部を援助します。

対市立小中学校に在学または市内在住で国立・県立・私立小中学校に在学する児童・生徒がいる保護者で、下記のいずれかに該当する人

- ①児童扶養手当を受給している ②生活保護を受給している ③市民税が非課税である
- ④市民税が減免されている ⑤個人事業税が減免されている ⑥国民年金保険料が免除されている
- ⑦国民健康保険税(料)が減免されている ⑧生活福祉資金の貸し付けを受けている
- ⑨失業対策事業適格者手帳を持つ日雇労働者または職業安定所日雇労働者である
- ⑩同一生計を営む世帯全員の令和7年中の合計所得額が基準以下

援助内容(支給限度額あり)

学用品費、通学用品費、学校給食費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費 など

申3月2日(月)～31日(火)に右記申込フォームまたは上記窓口へ。学校への申請はできません。

※1月2日以降に本市へ転入した人はオンライン申請不可

※窓口申請は原則、市役所開庁日のみの受け付けですが、3月7日(土)午前9時～正午のみ、臨時受け付けを行います。

申請に必要なもの

- ・申請者の本人確認ができるもの(マイナンバーカードや運転免許証など)
- ・守山市就学援助費給付申請書
(窓口申請の場合。申請書は上記窓口に設置。または市HPからDL)
- ・証明書類(上記要件の④～⑨を理由に申請する場合)
- ・振込口座(通帳)の写し：支店名、口座番号、口座名義が分かる面のコピー
(令和7年度と同じ口座の場合は不要)
- 他**・審査を行うため、申請した人全員が必ず援助を受けられるとは限りません。
・相談は随時受け付けています。



申込フォーム



ホームページ

ヒアリングフレイルをご存じですか 3月3日(火)は耳の日

☎長寿政策課 ☎(584)5474 ☎(581)0203

ヒアリングフレイルとは、加齢に伴う聴覚機能の低下により、人や社会とコミュニケーションがうまくとれず、心身にストレスを抱えたり生活機能が衰えたりする状態のことです。

「聞こえづらさ」が進むと…

- ・必要な音が聞こえず、危険を察知する能力が低下する。
- ・家族や友人とのコミュニケーションがうまくいなくなる。



高齢者の場合は特に、社会参加が減少し、認知機能の低下、ひいては認知症や要介護状態につながってしまうこともあります。

聞こえのチェック内容

- 会話をしているとき、聞き返すことがよくある。
 - 相手の言った内容を推測で判断することがある。
 - 電子レンジの「チン」という音や、ドアのチャイムの音が聞こえにくいと感じることがある。
 - 家族に、「テレビやラジオの音量が大きい」とよく言われる。
 - 大勢の人がいる場所や周りがかうるさい中での会話は、聞きたい人の声が聞きづらいと感じる。
- 1つでも該当する人、自身の聞こえが気になる人は、耳鼻咽喉科への早めの相談をお勧めします。

市では、中等度難聴の高齢者へ補聴器購入費の助成を行っています。
詳しくは、市HPをご覧ください。



ホームページ